

境港管理組合告示第5号

令和5年度及び令和6年度において境港管理組合が発注する島根県属地の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その登録申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

令和4年12月1日

境港管理組合管理者 平井 伸治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。）ごとに、令和4年度、令和5年度及び令和6年度において島根県の建設工事に係る入札参加資格を有している者に対して付与する。

2 申請手続

(1) 提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 令和5・6年度境港管理組合建設工事入札参加資格登録申請書（様式第1号-2）

イ 登録通知書返信用封筒（長形3号封筒に宛先を記入し84円切手を貼付すること。）

ウ 入札の参加等の権限の委任状（県外に本店を有する者であって、年間を通じて委任する場合に限る。）

エ 島根県に電子申請により申請を行った「入力内容確認」又は「申請内容照会」画面をプリントアウトしたもの。（ただし、境港管理組合の建設工事において希望しない工種がある場合は、該当欄に「×」を朱書すること。）

(2) 提出期間、時間及び認定時期

ア 令和5年4月認定

令和4年12月1日（木）から令和5年2月28日（火）までの日（境港管理組合の休日を定める条例（平成元年境港管理組合条例第7号）に規定する境港管理組合の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 令和5年7月認定

令和5年5月1日（月）から令和5年5月31日（水）までの間（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

ウ 令和5年10月認定

令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）までの間（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、(2)の提出期限の末日までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

境港管理組合総務課（〒684-0004 鳥取県境港市大正町 215 番地 電話番号 0859-42-3705）

(5) 資格に係る変更届

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

- ア 令和5・6年度境港管理組合建設工事入札参加資格登録申請事項変更届（様式第2号-2）
- イ 入札参加等の権限の委任状（ただし、登録申請時に提出したものに変更がある場合。）
- ウ 島根県に電子申請により変更申請を行った「入力内容確認」画面をプリントアウトしたもの。
- エ 変更内容により、別途依頼する書類

(6) その他

申請手続の詳細は、境港管理組合のホームページに掲載するので、提出書類については、ここから入手すること。（<http://sakai-port.com/publics/index/48/>）

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和4年10月1日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格登録の結果通知

入札参加資格登録の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和7年3月31日まで